

令和4年度

第384回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第384回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。12番の新垣実委員、13番の高宮城実一郎委員、欠席の連絡が入っています。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、8番仲村学委員、10番屋宜文委員、お願いします。</p> <p>事前現地調査委員、3番仲宗根哲也委員、4番仲宗根光夫委員、7番宮城徳重委員、報告者、4番仲宗根光夫委員お願いします。</p> <p>それでは、座って議事を進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号9番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号9番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を3番仲宗根哲也委員、4番仲宗根光夫委員、7番宮城徳重委員の3名で行っておりますので、調査報告を4番仲宗根光夫委員をお願いいたします。</p>
4番	<p>皆さん、こんにちは。11月24日木曜日、午後1時から午後3時まで3番の仲宗根哲也委員と7番の宮城徳重委員と私4番の仲宗根光夫、また事務局からは譜久山局長と与那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根哲也委員、宮城徳重委員、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>座ってどうぞ。</p>
4番	<p>座って報告させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号9番の見取図の1ページになります。申請地の桃原●丁目●●●番●は市立沖縄東中学校の西に位置し、現況はビニールハウス敷地内の一部になっていました。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数320日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項5号の下限面積につきましても、現在の経営地5,371㎡に今回の申請地23㎡で計5,394㎡となっており、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはマンゴーの栽培の予定であり、周辺農地</p>

議長	との調和もとれていると判断いたしました。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号9番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号9番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第1号、受付番号9番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
事務局	<p>全員が賛成。許可といたします。</p> <p>議案第2号 受付番号11番から13番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号11番から13番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、4番 仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
4番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号11番、見取図の2ページになります。申請地は、市立比屋根小学校の東に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担しており、第3種農地と判断しました。</p> <p>受付番号12番、見取図の3ページになります。申請地は、県営八重島高層住宅の南東に位置し、現況は更地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1</p>

	<p>項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地にあり、第3種農地と判断しました。</p> <p>受付番号13番、見取図の4ページになります。申請地は、市立比屋根小学校の南西に位置し、現況は家庭菜園的なもので、ロードバナナ、あと野菜少々なりが入っております。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号 受付番号11番から13番について委員の意見を求めます。はい、2番 島袋孝栄委員。</p>
2番	<p>受付番号13番になされる里道があるということですが、これは近隣、自治会の許可を得ているのでしょうか。</p>
事務局	<p>里道の場合は、何人も通過はできます。それを占用許可となると、おっしゃるとおり自治会からの承諾が必要になります。占用許可とか、里道の買上げになった場合にはそういう手続きを取ります。</p>
2番	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>理解できましたか？</p>
2番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、4番仲宗根委員。</p>
4番	<p>あの、すみません。12番報告しましたかね。</p>
議長	<p>はい。</p>
1番	<p>補足かなと思って。場所は大丈夫です。</p>
2番	<p>進行でいいじゃないですか。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p>

議長	10番委員。
10番	すみません。
議長	どうぞ。
10番	今ちょっと疑問に思ったものですから。この本人の年齢って何歳なのかなと思って。
事務局	年齢は76歳です。
10番	76歳ですか。
事務局	休憩していいですか。
議長	しばらく休憩いたします。
	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 ほかにありましたら。ほかになければ進行したいと思います。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	はい。進行いたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番から13番を許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番から13番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。議案第2号、受付番号11番から13番については許可相当といたします。 議案第3号、受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>受付番号5番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、4番 仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>
4番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号5番、見取図の5ページになります。申請地は、市立美里小学校の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号 受付番号5番について委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号5番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号5番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第3号、受付番号5番について承認相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号66番から73番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。大変申し訳ありません。議案書の4ページです。すみません。</p>

議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号66番から73番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、4番 仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
4番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号66番、見取図の6ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南東に位置し、現況は更地でした。農地の区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地と判断しました。</p> <p>受付番号67番、見取図の7ページになります。申請地は、泡瀬第二公民館の南東に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地と判断しました。</p> <p>受付番号68番、見取図の8ページになります。申請地は、沖縄税務署の北東に位置し、現況は更地でした。農地の区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号69番、見取図の9ページになります。申請地は、市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地の区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地と判断しました。</p> <p>受付番号70、71番、見取図の10ページになります。申請地は、越来公民館の北、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号72番、見取図の11ページになります。申請地は、市立美里小学校の東に位置し、現況は雑草地。農地の区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地といたします。この3号議案の受付の5番と一緒にです。</p> <p>受付番号73番、見取図の12ページになります。申請地は、登川公民館の北東に位置し、現況は休耕地でした。農地の区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>議案第4号、受付番号73番について、1番の仲宗根正人委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与に当たりますので、1番の仲宗根正人委員はしばらく退席をお願いいたします。</p>

1 番	はい。よろしくお願いいたします。 (1 番委員退席)
議長	7 3 番から審議していただきます。 ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 4 号 受付番号 7 3 番について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ。7 番 宮城委員。
7 番	私も調査に行った者なんですが、この破碎リサイクル施設ということについて事務局のほうで説明をお願いします。
事務局	ご説明します。雑草、雑木を対象とした、それにチップ状にしてそれを堆肥業者に売り渡すという破碎リサイクル施設です。
議長	はい、どうぞ。1 0 番。
1 0 番	ここに建物が建つってことですか。
事務局	えっとですね、そういう装置がありまして。移動可能なそういった機械がありまして、それをそこに持ち込んで、大きさもいろいろあると思うんですけど、その辺はちょっと聞いていないんですが、その装置だけを持ってきて、そこで搬入された雑草とかそういった伐採した木ですね、個人がですね。個人がそこに持ち込んだそれをチップ状にして、それを堆肥業者のほうに持っていくというやり方なんですけど。建物とかは作りません。
1 0 番	じゃあ、あのトラクターみたいなイメージで、粉碎する機械があつてということですか？
4 番	チョッパー。チョッパー。(粉碎機)
1 0 番	チョッパーってあの…。
4 番	スキ入れればチョッパー。
1 0 番	あのトラクターに付け替えて使っているのがチョッパー
4 番	トラクターに付けるのもあるし、エンジンでそれをやるのもあるし。あとモートルでやるのもあるし。請負屋は大体持っていらっしゃるんじゃないのかね。チョッパーというものは。

10番	普通の草とかちょっと大きめなあれだったらできるけど、私は今大きな木をちょっとイメージしたもんだから、チョッパーでは粉碎できないだろうし、この上に●●●さんの畑がありますよね？
4番	うん。
10番	別に被害は？
4番	多分ないでしょうね。例えば、道の掃除をしてこういう草が出るでしょう？有料で引き取ってもいいし。有料で引き取ってチョッパーにかけて、このお父さんは堆肥作っているから、お父さんに売るとか。
10番	これを●●さんがやる。
4番	そう。●●がこれをやると。
10番	ちょうど真上に●●●さんの畑があるもんですから、このチョッパーのなんかホコリとかそういうのが出るんだったら…。
4番	出ないとは言えないんだけども、相当低いでしょうね。出ると言っても。チョッパーにかけるものですから。
10番	ちゃんと、周りの農地の人に話をして、こういうことをやりますってことを。
10番	言っているんだったら別に問題ないと思います。
事務局	それとすみません。申請の中ではそういう管理でということで、本人からその約束事を取っているのがありますので読み上げてください。
事務局	申請書の中に、占用事業に伴う隣接地の被害に対しての責任を持って対処し、補償しますという記載がありますので、何かあった時には対応をしてもらうという形になります。
10番	近くにキク農家もありますし、野菜を作っている方もいるので、その辺をちゃんと確認をしてくれるんだったら大丈夫だと思います。
事務局	ただ先ほど10番の屋宜委員からあったように、この申請地の中にはそういう建築面積、そういうものが入ってませんので、建物自体を作る傾向はないんじゃないかなと思いますけど、ただ一つ分からないのが、建築確認の中で3方を閉めたら建築になる？ありましたよね、

事務局	はい。
事務局	これちょっと予想なんですけど、雨がいった日には屋根としてベニヤを利用する。
事務局	設置事業計画書の中では、この雑草破砕機、露天でやるということで、天候が悪くなればシートで保護していく。建物を造る予定はないです。
議長	どうぞ、ほかにありましたら。
10番	今73番だけですよね。
議長	そうです、そうです。 「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっておりますけど、進行してもよろしいですか。 「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号73番について許可相当とすることに異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号73番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員が賛成。議案第4号、受付番号73番については許可相当といたします。 1番の仲宗根正人委員、着席ください。どうぞ。 (1番委員着席)

議長	はい。それでは議案第4号 受付番号66番から72番について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ1番。
1番	受付番号70番、71番なんですが、どこから進入して今回の建売住宅の建築を行うのかということと、もう1点が、今回登記簿上は宅地になっていて現況が畑であると。それで農地転用が必要だということは、委員の皆さんや事務局からの指摘によって行われているのか、それとも申請人からこういう現況なので、農地転用をお願いしますと、向こうのほうから来たのかどちらかを教えていただければと思います。
議長	事務局。
事務局	見取図をご覧ください。10ページです。この●●●さんという住宅がございます。
1番	東側。
事務局	はい、隣です。この●●●さんという住宅は取り壊してないんです。ここが宅地です。
1番	備考にある宅地？
事務局	そうです。これが宅地になっているので、傍に市道があります。ここから進入していきます。その宅地同時使用は、この家の土地になります。ここも利用して建売という運びになります。
1番	登記簿上宅地になっているんで、多分農地転用のこと知らないでそのまま進めていたのかなとも思ったんですけど。
事務局	事前に相談がありました。
事務局	その前に非農地証明で対応できないかという相談ありました。
1番	今回の受付番号の申請地ですよ。
事務局	そうです。
事務局	高江洲推進員と事務局、計3名で非農地判断を行ったのですが、すぐにでも畑に戻せそうな現況だったので、農地転用していただきってことで説明しています。
1番	分かりました。ありがとうございます。

議長	<p>どうぞ、4号議案です。66番から72番。ほかにご意見がなければ進行したいと思います。どうですか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号66番から72番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号66番から72番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第4号、受付番号66番から72番については許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、議案第5号、受付番号5番、非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請の承認について。</p> <p>受付番号5番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号、受付番号5番についても現地調査されておりますので、4番 仲宗根光夫委員、現況報告をお願いします。</p>
4番	<p>報告いたします。議案第5号、5番の見取図の13ページになります。申請地は県立コザ高等学校の東に位置し、現況はアカギとか大木とはいわなくてもこういう木が生い茂っていました。現場は20年以上の使用がなく、傾斜地で樹木が繁茂している状況でありました。また、開墾しても農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査にも赤となっています。以上のことから、非農地と判断いたしました。以上です。</p>

事務局	休憩してもよろしいですか。
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号 受付番号5番について、委員の意見を求めます。</p>
4番	あと、進入路もなかったんじゃないのかね。
10番	今の説明でよく分かったので、進行をお願いします。
議長	<p>はい。ほかにはないようですから、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請、受付番号5番について、承認することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第5号 非農地証明交付申請、受付番号5番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	全員が賛成。非農地証明として承認いたします。
議長	<p>議案第1号から第5号までのご審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>これもちまして、令和4年度第384回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年11月28日

会 長 池宮城 鐵 基 

議 長 池宮城 鐵 基 

8 番 仲 村 学 

10 番 尾 宜 文 